

「かたり調査」について、ご存じでしょうか。「かたり調査」とは、国勢調査等の行政機関が行う統計調査であるかのような、紛らわしい表示や説明をして、世帯等から個人情報等を詐取する行為のことです。統計調査の実施を妨げるだけでなく、詐欺やその他の犯罪にもつながりかねないもので、統計法により禁止され、未遂も含め 2 年以下の拘禁刑または 100 万円以下の罰金が定められている犯罪です。

「かたり調査」を手法別に 3 例、紹介します。

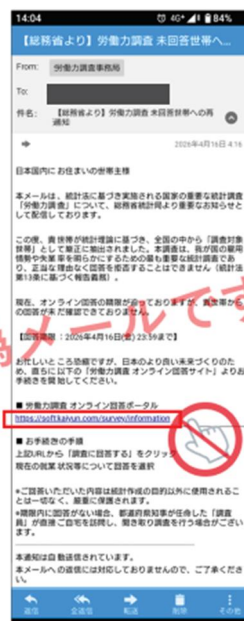
最近特に多いのが、メールによるものです。下の画像は、実際に世帯の方が受信した総務省統計局をかたったメールです。統計局の統計調査では、いきなりメールのリンク先に誘導し、回答や個人情報を求めることはありませんので答えないようにしてください。

次に、電話によるものです。統計調査員や行政職員を名乗り、家族構成や年齢、取引先の銀行、預金額等の個人情報を収集します。統計調査では、最初から電話で個人情報を求めることはありませんのでご注意ください。

最後に、直接訪問するものです。統計調査員になりすまし、電話同様に個人情報を収集したり、調査対象世帯や事業所から調査票を回収したりするものです。

なお、現在、全国全ての事業所・企業を対象とした「経済センサスー活動調査」を実施中です。調査員は、顔写真付き「調査員証」と調査専用の「下敷き」「手提げ袋」を携帯していますので、不審に感じた場合は調査員証の提示を求め、県へご連絡ください。

県統計分析課では国の各種基幹統計調査を実施していますが、正確な統計には皆さまのご協力が不可欠です。対象となる世帯や事業所等におかれては、「かたり調査」に十分注意されて、調査へのご回答をお願いします。



本物っぽくても
クリックしないで！